

月形町まちづくり推進会議
令和元年度第1回月形町未来を考える委員会の開催について

日 時 令和元年11月25日(月)
午後5時00分
場 所 月形町役場大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 諮 問

4 会 長 挨 拶

5 議 事

(1) 月形町第4次総合振興計画後期基本計画の策定について

ア 策定の概要について

イ まちづくりアンケート調査の結果について

ウ 月形町人口ビジョンの改訂(案)について

エ 前期基本計画の点検・評価について

- ・ 現計画点検・評価報告書
- ・ ベンチマークの達成状況

オ 後期基本計画(案)について

(2) その他

6 閉 会

月 企 企 号

令和元年11月8日

月形町まちづくり推進会議

会 長 山 田 啓 一 様

月形町長 上 坂 隆 一

月形町第4次総合振興計画後期基本計画の策定に係る諮問について

本町の月形町第4次総合振興計画は、平成27年度に策定された10年間の計画であり、「共生・自立のまちづくり」を基本理念とし、「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち月形」を目指す将来像として、まちづくりを進めてきたところです。

この度、前期基本計画の計画期間である5年間で本年度で終了することに伴い、次年度から5年間の計画期間である後期基本計画を策定する必要があります。

つきましては、後期基本計画の策定にあたり月形町まちづくり推進会議条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(企画振興課企画係)

月形町総合振興計画後期基本計画の策定概要

1 策定背景

本町では、平成27年3月に平成27年度から令和6年度の10年間を計画期間とした月形町第4次総合振興計画「わたしたちの月形未来計画」を策定しました。

わたしたちの月形未来計画は、「人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形」を目指す将来像とし、「基本構想（10年間）」、「基本計画（前期：5年間、後期：5年間）」、「実施計画（向こう3年間）」の3層で構成されています。

基本計画は、社会経済情勢の変化を捉えた施策の推進が図られるよう、計画期間を5年間としています。今回は、平成27年度から令和元年度までの前期基本計画が計画期間を終了することから、次年度である令和2年度から令和6年度を計画期間とする後期基本計画を策定し、目指すべき将来像である基本構想の実現に向けて各施策を推進するものです。なお、基本構想の改正は予定しておりません。

2 総合振興計画の位置付け

地方分権の流れから、平成23年5月の地方自治法の改正により議会議決を経て総合振興計画を定める義務はなくなりましたが、平成27年3月に策定した現在の総合振興計画については、町政運営を図るための重要な計画であることから、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を経てまちの最上位計画として位置付けられています。

3 総合振興計画の構成

本町の今後の10年間の振興発展を計画的に推進するため、第4次月形町総合振興計画策定要綱の規定により策定し、次のとおり3層で構成されています。

(1) 基本構想

ア 町の将来あるべき姿を描き、その目標を設定し、それを実現させるために必要とされる施策の大綱を明らかにする。

イ この基本構想は行政施策の指針であると同時に、全ての町民の町政を推進する行動目標であり、また地域生活の心の寄りどころとなるものとする。

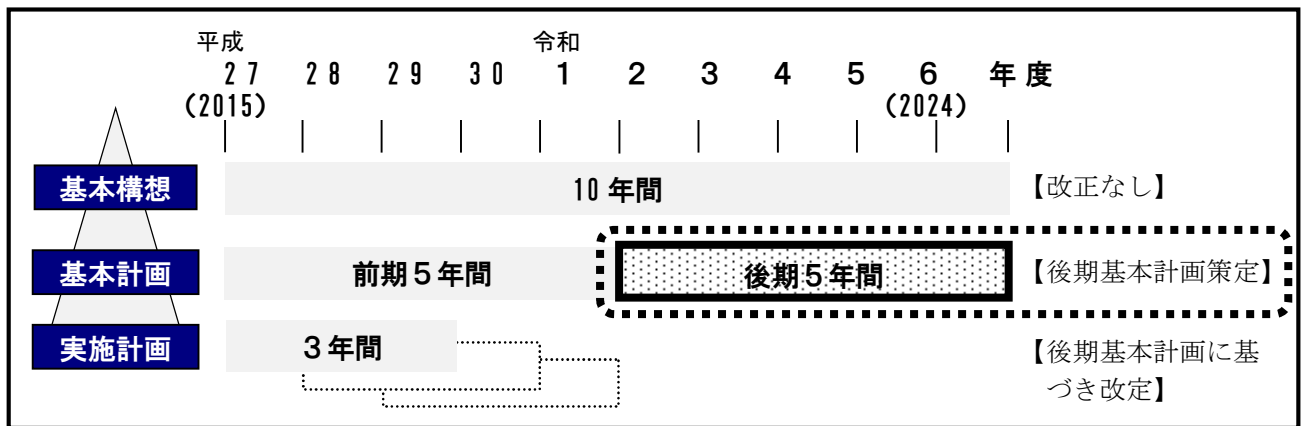
(2) 基本計画

ア 基本構想が描く将来像、目標及び施策の大綱を受けて、それに必要な施策や行動を具体化するための基本的な考え方及び実施する事業等を定める。

イ まちづくりに必要な各分野ごとの現状、課題、基本的な考え方及び施策等を取りまとめ、実施計画及び住民行動計画の枠組みとする。

(3) 実施計画

基本計画に定めた主な事業を中心に、財政状況や社会情勢と整合性を図りながら実施する事業を計画するものであり、毎年見直しを行う。



4 策定の基本的な考え方

現前期基本計画の評価・検証結果を踏まえ、現前期基本計画の現状と課題、施策の体系、主要施策、成果指標（ベンチマーク）等の再設定（統廃合、新設）を行い、後期基本計画を策定します。また、同時期に策定される第2期月形町創生総合戦略との関連性にも十分に配慮します。特に重点プロジェクトとの関連性に着目し、振興計画と総合戦略を一体的に進めることによる相乗効果を発揮できるよう整合性を図ります。

5 策定体制

(1) 審議会

[目的] 町民の意見要望を広く計画に反映させ、町と町民が一体となった計画づくりをする。

[組織] 月形町まちづくり推進会議により組織する。

[職務] 計画策定全般にわたる意見の提言を行う。

(2) 策定委員会

[目的] 各部門間の調整及び総合化を図る。

[構成] 副町長、教育長及び管理職員の中から町長が任命する。

[職務] 計画策定の基本方針の決定、基本構想・基本計画原案の検討及び協議を行う。

(3) プロジェクトチーム

[目的] 各部門別の課題の整理及び分析並びに計画素案を作成する。

[構成] 係長職以下の職員の中から町長が任命する。

[職務] 町民意識調査の実施等資料の収集・現状分析、各部門の現状と課題の整理分析等を行い、計画等の素案を作成する。

(4) 策定事務局

[目的] 各関係課との連絡調整並びに町職員及び町民に対する意識啓発を行う。

[庶務] 企画振興課企画係において行う。

[職務] 全体統括、計画の進行管理、基本計画原案の取りまとめ及び関係機関との連絡調整を行う。

6 策定スケジュール

別紙のとおり

令和元年度 月形町総合振興計画後期計画・第2期月形町創生総合戦略策定スケジュール（予定）

（令和元年11月25日現在）

日付	総合振興計画			創生総合戦略			備考
	月形町総合振興計画策定委員会	月形町総合振興計画策定プロジェクトチーム	月形町総合振興計画審議会（月形町まちづくり推進会議）	月形町創生総合戦略策定委員会	月形町創生総合戦略プロジェクトチーム	月形町創生総合戦略審議会	
令和元年 4月							
5月							職員通知
6月	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定説明 アンケート説明 	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定説明 アンケート説明 		<ul style="list-style-type: none"> 計画策定説明 H30戦略評価 	<ul style="list-style-type: none"> H30戦略評価 		アンケート項目確定
	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画前期評価 後期計画施策検討 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画前期評価 後期計画施策検討 		<ul style="list-style-type: none"> 第1期戦略評価 第2期戦略策検討（人口ビジョン見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期戦略評価 第2期戦略策検討（人口ビジョン見直し） 		国の戦略基本方針決定
7月	↓	↓		↓	↓		アンケート実施
8月	↓	↓		↓	↓		必要に応じ住民、団体説明（意見）
9月	↓	↓		↓	↓		↓
10月	<ul style="list-style-type: none"> 町長インタビュー 後期計画素案作成 後期計画補修正 	<ul style="list-style-type: none"> 町長インタビュー 後期計画素案作成 後期計画補修正 		<ul style="list-style-type: none"> 町長インタビュー 第2期戦略素案作成 第2期戦略補修正 	<ul style="list-style-type: none"> 町長インタビュー 第2期戦略素案作成 第2期戦略補修正 		↓
11月	↓	↓	25	↓	↓	25	<ul style="list-style-type: none"> 第1期戦略評価 第2期戦略諮問 第2期戦略（原案）
12月			○			○	国の戦略決定
令和2年 1月	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画補修正 後期計画（成案） 	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画補修正 後期計画（成案） 	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画諮問 後期計画（原案） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略補修正 第2期戦略（成案） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略補修正 第2期戦略（成案） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略諮問 第2期戦略（原案） 	
	パブリック・コメント			パブリック・コメント			
2月	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画（再調製） 後期計画（再調製） 後期計画決定 	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画（再調製） 後期計画（再調製） 後期計画決定 	<ul style="list-style-type: none"> 後期計画決定報告 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略（再調製） 第2期戦略（再調製） 第2期戦略決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略（再調製） 第2期戦略（再調製） 第2期戦略決定 	<ul style="list-style-type: none"> 第2期戦略諮問 第2期戦略（原案） 	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告（意見）
3月							

○月形町まちづくり推進会議条例

平成16年7月1日条例第11号

月形町まちづくり推進会議条例

(設置)

第1条 地域づくりに関する課題を認識するとともに、地域づくりに対する町民と行政の協働作業が重要である。このため、議論の場、合意形成の場として月形町まちづくり推進会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 まちづくり会議は町長の諮問に応じてまちづくりの推進に必要な事項を審議し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 合併協議に向けた町の基本方針と取り組みに関すること。
- (2) 行財政改革及びまちづくり推計に関すること。
- (3) その他まちづくりに関すること。

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政委員会の委員
- (2) 識見者
- (3) 一般公募による町民

3 委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、まちづくり会議を代表し総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

(3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(4) 会長は会議の議長となる。

(部会)

第6条 まちづくり会議には、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 まちづくり会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○月形町まちづくり推進会議条例施行規則

平成16年7月1日規則第7号

改正

平成19年3月19日規則第1号

平成22年9月10日規則第9号

月形町まちづくり推進会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、月形町まちづくり推進会議条例(平成16年月形町条例第11号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に定める委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 月形町農業委員会の委員 1名
- (2) 月形町教育委員会の委員 1名
- (3) 月形町社会教育委員 1名
- (4) 月形町行政改革推進委員会の委員 1名
- (5) 月形社会福祉調査員 1名
- (6) 月形町の区域内の公共的団体の構成員 16名以内
- (7) 月形町行政区の区長 4名以内
- (8) 一般公募による町民 12名以内

(部会)

第3条 月形町まちづくり推進会議(以下「まちづくり会議」という。)に専門的事項を調査協議させるため、次の部会を置くことができる。

- (1) 総務企画部会
- (2) 環境福祉部会
- (3) 産業建設部会
- (4) 教育部会

2 部会は、まちづくり会議において付託された事項について調査協議する。

3 部会に、委員の互選によって部会長及び副部会長を各1名置く。

4 各部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

(部会の会議)

第4条 部会の会議の運営は、次のとおりとする。

- (1) 会議は、部会長が必要に応じて随時開催する。
- (2) 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 部会長は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。
- (4) 部会長は、会議の議長となる。

(会議の公開)

第5条 まちづくり会議の会議及び部会の会議は公開とする。ただし、会長及び部会長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 会長及び部会長は、会議の傍聴者に必要に応じて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 まちづくり会議に事務局を置く。

2 事務局長は副町長、事務局長代理は教育長をもって充てる。

3 事務局員は担当課の職員をもって充てる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、まちづくり会議に関し必要な事項は、会長がまちづくり会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月19日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月10日規則第9号)

この規則は、平成22年9月15日から施行する。

別表 (第4条関係)

名称	所掌事項
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none">○ 議会及び監査に関する事項○ 総務、職員、情報管理、防災、消防及び選挙管理委員会に関する事項○ 財政、会計、財産の管理、税、使用料及び合併市町村の財政計画に関する事項

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画、企画調整、広報広聴、コミュニティ及び新町建設計画に関する事項 ○ 他の部会に属さない事項
環境福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境衛生、廃棄物処理、公害対策及び交通安全に関する事項 ○ 保健、医療、福祉、戸籍及び住民基本台帳に関する事項
産業建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産、商工観光及び農業委員会に関する事項 ○ 住宅、公園・緑地、上水道及び下水道に関する事項
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育、生涯学習、社会教育、社会体育及び教育委員会に関する事項

月形町まちづくり推進会議
「月形町未来を考える委員会」委員名簿

(任期:平成29年12月27日～令和元年12月26日)

No	選任区分	推薦団体	役職	氏名	備考
1	第1号 (施行規則第2条第1号)	月形町農業委員会	会長	渡辺 祥紀	
2	第2号 (施行規則第2条第2号)	月形町教育委員会	委員	岸上 希央	
3	第3号 (施行規則第2条第3号)	月形町社会教育委員	社会教育 委員長	伊藤 格	
-	第4号 (施行規則第2条第4号)	月形町行政改革推進委員会		-	
4	第5号 (施行規則第2条第5号)	月形町民生委員・児童委員協 議会	会長	会長	山田 啓一
5	第6号 (施行規則第2条第6号)	月形町更生保護女性会	副会長		西野 智佳子
6		月形町赤十字奉仕団	委員長		松山 俊子
7		月形町社会福祉協議会	事務局長		尾崎 美世子
8		月形町農業協同組合	代表理事 組合長		阿部 憲二
9		月形町農業協同組合青年部	副部長		山田 直樹
10		月形町農業協同組合女性部	監事		中村 三賀子
11		月形商工会	監事	副会長	岡 浩之
12		月形商工会青年部	部長		福村 卓也
13		月形商工会女性部	副部長		鳥潟 さつき
14		月形町環境保全推進協議会	理事		山際 榮二
15	第7号 (施行規則第2条第7号)	月形町行政区連絡会議	行政区長		開藤 悦夫
16		月形町行政区連絡会議	行政区長		對馬 照巳
17		月形町行政区連絡会議	行政区長		北地 敏幸

敬称略